

検討の経過

H28.9	法務大臣から法制審議会へ諮問	H29.9	中間試案の取りまとめ	H31.2.19	閣議決定・国会提出
H28.11~	法制審部会での調査審議開始	H30.6	追加試案(ハーグ条約実施法)の取りまとめ	R1.5.10	成立(R1.5.17公布)
		H30.10.4	要綱の取りまとめ・答申		

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

背景

強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設
 しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調
 債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

【新制度の概要】

金融機関(銀行, 信金, 労金, 信組, 農協, 証券会社等)から, **預貯金債権**や **上場株式, 国債等**に関する情報を取得
 登記所から, **土地・建物**に関する情報を取得
 市町村, 日本年金機構等から, **給与債権(勤務先)**に関する情報を取得

給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



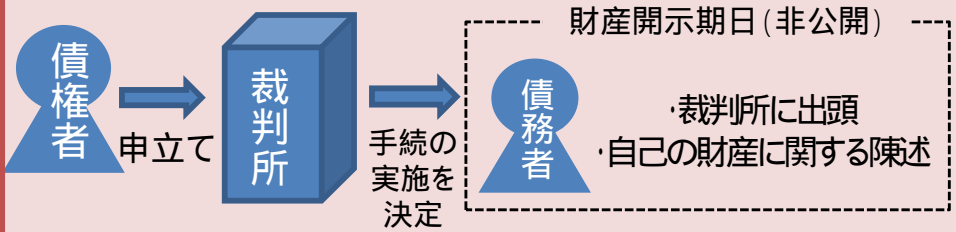
第1-2 現行の財産開示手続の見直し【見直しの概要】

現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする

見直し

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定

申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭(例えば**養育費**など)の支払を取り決めた者等も利用可能にする



見直し

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則(30万円以下の過料)が弱い

不出頭等には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁を科して、手続の実効性を向上させる

現行制度の課題と見直しの方向

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策【民事執行法の改正】

背景

公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
現行の民事執行法において暴力団員の買受け自体を制限する規定なし

約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明(全国の暴力団事務所は約1700箇所)【警察庁調べ】

「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12閣議決定)

「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」

不動産競売事件は年約2万3000件(平成28年)

現行制度の課題と見直しの方向

【新制度の概要】

裁判所の判断により**暴力団員、元暴力団員、法人で役員の中に暴力団員等がいるもの等**が買受人となることを制限

()「元暴力団員」：暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

暴力団員等でない者が、**暴力団員等の指示に基づき買受けの申出をすることも制限**

→ 例えば、買受人自身は暴力団員ではなかったとしても、暴力団員が買受人に資金を渡すなどして買受けをさせていた場合も、買受けを制限

裁判所における不動産競売の手続

申立て

入札期間

開札期日
(最高価買受
申出人の決定)

売却許可・
不許可決定

売却へ

買受申出人

暴力団員等に該当しない
こと等を陳述

虚偽の陳述には刑事
罰(6か月以下の懲役
又は50万円以下の罰
金)による制裁

裁判所

最高価買受申出人が
暴力団員等に該当するか否か
を警察へ照会

裁判所

暴力団員等に該当する
こと等が認められれば
売却不許可決定

背景

国内の子の引渡しの強制執行: 現行法において明文なく、動産に関する規定を類推適用
 裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、規律を明確化する必要あり
 国際的な子の返還の強制執行: 国内と同様の観点から規律を整備する必要あり
 ハーグ条約上、利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度(国際的な子の返還の代替執行は年間1、2件程度)

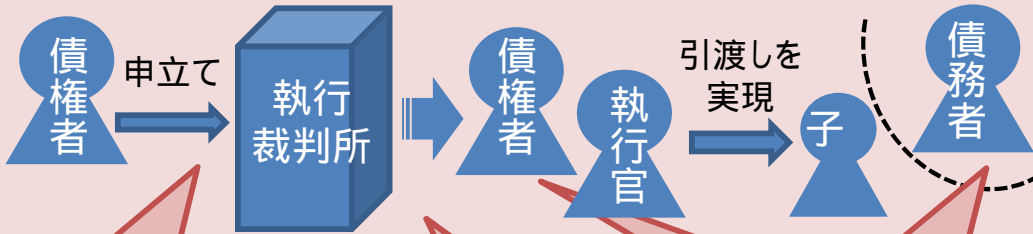
現行制度の課題と見直しの方向

ハーグ条約実施法にも同様の規律を採用

第3-1 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化
 【民事執行法の改正】

【新制度の概要】

執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し



申立てに一定の要件を付加

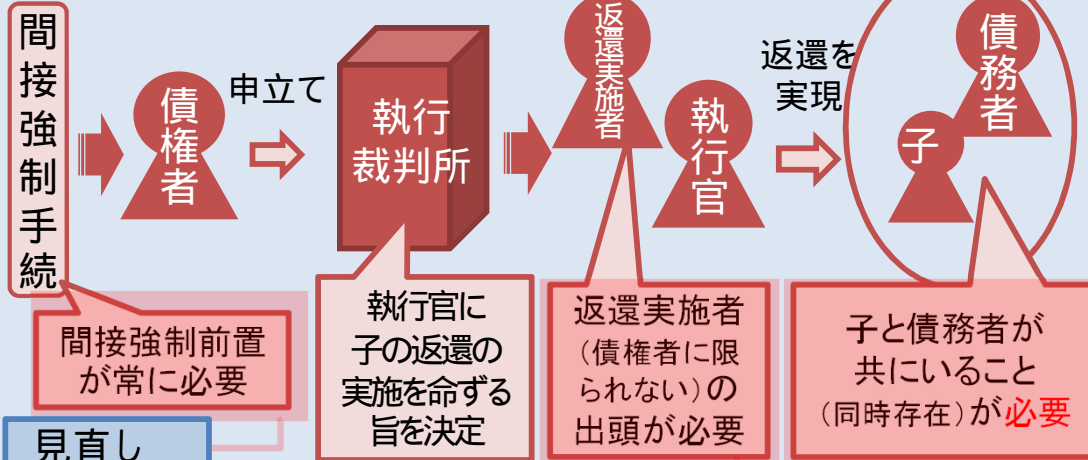
- ・ 間接強制では引渡しの見込みがあるとは認められない
- ・ 子の急迫の危険を防止するために必要がある 等

執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定

子と債務者が共にいること(同時存在)は**不要**としつつ、**子の利益**に配慮し、債権者の出頭を原則化

第3-2 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し
 【ハーグ条約実施法の改正】

【現行制度】



見直し

間接強制前置を不要としつつ、**子の利益**に配慮し、申立てに一定の要件を付加
 ・ 間接強制では返還の見込みがあるとは認められない
 ・ 子の急迫の危険を防止するために必要がある 等

見直し

同時存在の要件を不要としつつ、**子の利益**に配慮し、債権者の出頭を原則化

第4

民事執行法のその他の見直し 【民事執行法の改正】

第4 - 1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

【背景】

債権の差押えにより債務者の生活が困窮することを防止するため、現行法には、債務者が、差押命令の取消しを求める制度（差押禁止債権の範囲変更の制度）がある。

しかし、現状では、債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、債務者が申立ての準備をしている間に差押債権者によって差押債権が取り立てられてしまう、などの理由により、この制度があまり活用されていない。

【見直しの概要】

差押禁止債権の範囲変更の制度の存在を、裁判所書記官が債務者に対して教示
給与等が差し押さえられた場面において、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てのための準備期間を1週間から4週間に伸長
(この準備期間中は取立てができない)

第4 - 2 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

【見直しの概要】

債権執行事件において、債権者が取立ての届出等をせずに長期間（2年以上）にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組みを導入

第5

施行日 【第1～第4全体】

公布の日（R1.5.17）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第1 - 1 のうち、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続は、公布の日（R1.5.17）から2年を超えない範囲内で政令で定める日から運用開始